

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」新旧対照表

改正後	現行
事業場における労働者の健康保持増進のための指針 昭和63年9月1日 健康保持増進のための指針公示第1号 改正 平成9年2月3日 健康保持増進のための指針公示第2号 改正 平成19年11月30日 健康保持増進のための指針公示第4号 改正 平成27年11月30日 健康保持増進のための指針公示第5号 改正 令和2年3月31日 健康保持増進のための指針公示第7号 改正 令和3年2月8日 健康保持増進のための指針公示第8号 改正 令和3年12月28日 健康保持増進のための指針公示第9号 改正 令和4年3月31日 健康保持増進のための指針公示第10号	事業場における労働者の健康保持増進のための指針 昭和63年9月1日 健康保持増進のための指針公示第1号 改正 平成9年2月3日 健康保持増進のための指針公示第2号 改正 平成19年11月30日 健康保持増進のための指針公示第4号 改正 平成27年11月30日 健康保持増進のための指針公示第5号 改正 令和2年3月31日 健康保持増進のための指針公示第7号 改正 令和3年2月8日 健康保持増進のための指針公示第8号 改正 令和3年12月28日 健康保持増進のための指針公示第9号
1～4 (略)	1～4 (略)
5 健康保持増進対策の推進における留意事項	5 健康保持増進対策の推進における留意事項
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 個人情報の保護への配慮 健康保持増進対策を進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個人情報 の保護に配慮することが極めて重要である。 健康情報を含む労働者の個人情報 の保護に関しては、個人情報 の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び労働者の心身の状態に関する 情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 30年9月7日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公 示第1号）等の関連する指針等が定められており、個人情報を事業の用 に供する個人情報取扱事業者に対して、個人情報の利用目的の公表や通 知、目的外の取扱いの制限、安全管理措置、第三者提供の制限等を義務 付けている。また、個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報 を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべ	(3) 個人情報の保護への配慮 健康保持増進対策を進めるに当たっては、健康情報を含む労働者の個 人情報の保護に配慮することが極めて重要である。 健康情報を含む労働者の個人情報 の保護に関しては、個人情報 の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び労働者の心身の状態に関する 情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 30年9月7日労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公 示第1号）等の関連する指針等が定められており、個人情報を事業の用 に供する個人情報取扱事業者に対して、個人情報の利用目的の公表や通 知、目的外の取扱いの制限、安全管理措置、第三者提供の制限等を義務 付けている。また、個人情報取扱事業者以外の事業者であって健康情報 を取り扱う者は、健康情報が特に適正な取扱いの厳格な実施を確保すべ

きものであることに十分留意し、その適正な取扱いの確保に努めることとされている。事業者は、これらの法令等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取扱いを図るものとする。 また、健康測定等健康保持増進の取組において、その実施の事務に従事した者が、労働者から取得した健康情報を利用するに当たっては、当該労働者の健康保持増進のために必要な範囲を超えて利用してはならないことに留意すること。事業者を含む第三者が、労働者本人の同意を得て健康情報を取得した場合であっても、これと同様であること。 なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項及び第4項、健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第2項及び第3項等の規定に基づき、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがなかった場合に、事業者は当該記録の写しを医療保険者に提供しなければならないこととされていることに留意が必要であり、当該規定に基づく提供は個人情報保護に関する法律第27条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、第三者提供に係る本人の同意は不要である。 (4) (略) 6 (略)	きものであることに十分留意し、その適正な取扱いの確保に努めることとされている。事業者は、これらの法令等を遵守し、労働者の健康情報の適正な取扱いを図るものとする。 また、健康測定等健康保持増進の取組において、その実施の事務に従事した者が、労働者から取得した健康情報を利用するに当たっては、当該労働者の健康保持増進のために必要な範囲を超えて利用してはならないことに留意すること。事業者を含む第三者が、労働者本人の同意を得て健康情報を取得した場合であっても、これと同様であること。 なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項及び第4項、健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第2項及び第3項等の規定に基づき、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがなかった場合に、事業者は当該記録の写しを医療保険者に提供しなければならないこととされていることに留意が必要であり、当該規定に基づく提供は個人情報保護に関する法律第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、第三者提供に係る本人の同意は不要である。 (4) (略) 6 (略)
---	---